

# 条 例 見 直 し 調 書

作成年度 平成 20 年度

条 例 名	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例		
条 例 番 号	平成 15 年神奈川県条例第 72 号	法 規 集	第 1 編第 9 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	総務部情報システム課		
条 例 の 概 要	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（以下「法」という。）の規定により、知事が指定認証機関に認証業務を委任するにあたり、電子証明書の発行手数料及び情報提供手数料を指定認証機関の収入とすることと、手数料の額の決定方法について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （現在でも必要な条例か。）	総務大臣の指定する指定認証機関が都道府県知事の委任を受けて行う認証業務に係る手数料について、効率性の観点から指定認証機関の収入とすることを定めたもので、現在でも必要な条例である。また、電子証明書の発行手数料及び情報提供手数料の額の決定方法について、法第 34 条第 6 項の規定に基づき、県の条例で定めたものであり、現在でも必要な条例である。	
	有効性  （現行の内容で課題が解決できるか。）	法第 34 条第 4 項、第 5 項において、「收受させることができる」と規定している手数料を、指定認証機関の収入とすることにより、行政運営の効率化に資するものである。また、同条第 6 項において、条例で定めるところにより、指定認証機関が都道府県知事の承認を受けて定めることとしている手数料の額の決定について定めたものであり、現在も有効に機能している。	条例では、申請者が発行手数料を県に納付し、指定認証機関の収入とすることとしているが、発行手数料の納付事務は、市町村へ移譲されている。 指定認証機関手数料収入額 19 年度 244, 744, 258 円 18 年度 69, 744, 843 円 17 年度 37, 430, 755 円 16 年度 31, 792, 002 円
	効率性  （現行の内容で効率的といえるか。）	指定認証機関が行う認証事務は、当該手数料と委任都道府県からの交付金が主たる財源となっており、当該交付金は、全体経費から手数料収入の見込額を控除して算定される。従って、委任都道府県が個別に手数料を収入し、交付金を算定するよりも、指定認証機関が一括して収入した上、交付金を算定した方が効率的である。	
	基本方針適合性  （県政の基本的な方針に適合しているか。）	指定認証機関が手数料を収入し、交付金の算定に係る調整を一括して行うため、手数料収入や交付金算定に関する県の事務コストが削減されるので、効率性の観点から、県の行政システム改革基本方針に合致するものである。	
	適法性  （憲法、法令に抵触しないか。）	法に基づき、指定認証機関の収入として收受させることができると規定している電子証明書の発行手数料及び情報提供手数料について必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他			
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)